地域再生法第17条の６の規定の適用を受けるものにあつては当該率が0.00467に満たないときは0.00467とする。

Ｆ　算式の符号中Ｄに同じ。この場合において、同符号中「第二年度分」とあるのは「第三年度分」と読み替えるものとする。

Ｇ　算式の符号中Ｅに同じ。この場合において、同符号中「Ｄ」とあるのは「Ｆ」と、「0.0105」とあるのは「0.01225」と、「0.007」とあるのは「0.0105」と、「0.0035」とあるのは「0.007」と、「0.00467」とあるのは「0.00933」とそれぞれ読み替えるものとする。

Ｈ　沖縄振興法第９条、第32条、第37条、第49条、第58条及び第94条、平成24年沖縄振興法改正法附則第２条並びに平成26年沖縄振興法改正法附則第５条の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうちその適用の第四年度分に係るもの

Ｉ　当該都道府県がＨに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.014を超えるときは0.014とする。

Ｊ　算式の符号中Ｈに同じ。この場合において、同符号中「第四年度分」とあるのは「第五年度分」と読み替えるものとする。

Ｋ　算式の符号中Ｉに同じ。この場合において、同符号中「Ｈ」とあるのは「Ｊ」と読み替えるものとする。

Ｌ　地域再生法第17条の６の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額のうちその適用の初年度に係るもの

Ｍ　算式の符号中Ｌに同じ。この場合において、同符号中「初年度」とあるのは「第二年度分」と読み替えるものとする。

Ｎ　算式の符号中Ｌに同じ。この場合において、同符号中「初年度」とあるのは「第三年度分」と読み替えるものとする。

Ｏ　地域再生法第17条の６の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額（同条第１号の措置に係るものに限る。）のうちその適用の初年度に係るもの

Ｐ　当該都道府県がＯに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.014を超えるときは0.014とする。

Ｑ　算式の符号中Ｏに同じ。この場合において、同符号中「初年度」とあるのは「第二年度分」と読み替えるものとする。

Ｒ　当該都道府県がＱに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.014を超えるときは0.014とし、当該率が0.0035に満たないときは0.0035とする。

Ｓ　算式の符号中Ｏに同じ。この場合において、同符号中「初年度」とあるのは「第三年度分」と読み替えるものとする。

Ｔ　算式の符号中Ｒに同じ。この場合において、同符号中「Ｑ」とあるのは「Ｓ」と、「0.0035」とあるのは「0.007」と読み替えるものとする。

α　前号算式の符号αと同じ。

（市町村に係る控除額の算定方法）

第四十三条　課税免除等の特例規定（この条においては水源地域対策特別措置法（昭和四十八年法

年度分」と読み替えるものとする。

Ｇ　算式の符号中Ｅに同じ。この場合において、同符号中「Ｄ」とあるのは「Ｆ」と、「0.0105」とあるのは「0.01225」と、「0.007」とあるのは「0.0105」と、「0.0035」とあるのは「0.007」と、「0.00467」とあるのは「0.00933」とそれぞれ読み替えるものとする。

Ｈ　沖縄振興法第９条、第32条、第37条、第49条、第58条及び第94条、平成24年沖縄振興法改正法附則第２条並びに平成26年沖縄振興法改正法附則第５条の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうちその適用の第四年度分に係るもの

Ｉ　当該都道府県がＨに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.014を超えるときは0.014とする。

Ｊ　算式の符号中Ｈに同じ。この場合において、同符号中「第四年度分」とあるのは「第五年度分」と読み替えるものとする。

Ｋ　算式の符号中Ｉに同じ。この場合において、同符号中「Ｈ」とあるのは「Ｊ」と読み替えるものとする。

Ｌ　地域再生法第17条の６の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額（同法第17条の２第１項第１号に掲げる事業に係るものに限る。）のうちその適用の初年度に係るもの

Ｍ　当該都道府県がＬに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.014を超えるときは0.014とする。

Ｎ　算式の符号中Ｌに同じ。この場合において、同符号中「初年度」とあるのは「第二年度分」と読み替えるものとする。

Ｏ　当該都道府県がＮに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.014を超えるときは0.014とし、当該率が0.0035に満たないときは0.0035とする。

Ｐ　算式の符号中Ｌに同じ。この場合において、同符号中「初年度」とあるのは「第三年度分」と読み替えるものとする。

Ｑ　算式の符号中Ｏに同じ。この場合において、同符号中「Ｎ」とあるのは「Ｐ」と、「0.0035」とあるのは「0.007」と読み替えるものとする。

α　第１号（一）算式の符号αと同じ。

（市町村に係る控除額の算定方法）

第四十三条　課税免除等の特例規定（この条においては水源地域対策特別措置法（昭和四十八年法